



愛知労働局発表
令和2年10月29日(木)

報道関係者 各位

【照会先】
愛知労働局労働基準部監督課
監督課長 恩田基弘
統括特別司法監督官 戸畷浩視
電話 052-972-0253

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～
労働局長がベストプラクティス企業の職場を訪問(12月7日)します。

愛知労働局(局長 伊藤 正史)では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

取組概要

1 県民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、これについての関心と理解を深めるためのシンポジウムを民間団体と連携し開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

日時：令和2年11月17日(火) 14時から16時(受付13時30分から)

場所：名古屋国際センター別棟ホール(名古屋市中村区那古野一丁目47番1号)

実施業者：(株)プロセスユニーク 電話 0120-562-552

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン(詳細は別紙)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、労使団体に対する要請及び労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などを実施します。

令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

～長時間労働の削減に向けた監督指導などを実施～

1、実施期間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

2、具体的な取組

（1）重点監督の実施

長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

（2）労使団体等への協力要請

県下の各労使団体に対して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組とともに、勤務間インターバル制度等の導入、年次有給休暇の取得促進に向けた協力要請の他、各企業での長時間労働の削減の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない「しわ寄せ」を生じさせないよう取引上の配慮を要請します。

（3）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

県内において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ労働局長が訪問し、企業における長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広報・ホームページ掲載等により広く紹介します。

①訪問先 中日本炉工業株式会社（愛知県あま市木折八畝割8番地）

②訪問日時 令和2年12月7日（月）13時30分から14時30分

【報道機関の皆様へのお願い】

- （1）当日の取材をご希望の場合、11月30日（月）までに、愛知労働局労働基準部監督課までご連絡（電話又はFAX）の上、①報道機関名、②取材代表者名、③取材人数、④ご連絡先をお知らせください。後日、ご連絡の上、取材に関する説明等をいたします。
- （2）上記訪問先に対する個別の問い合わせはご遠慮ください。
- （3）当日の取材（撮影・録音等）に当たっては、当局及び視察訪問先企業の各係員の指示に従ってください。

（連絡先） 愛知労働局労働基準部監督課（担当：戸畷）

電話 052-972-0253 FAX 052-953-4782

(4) 過重労働解消のためのセミナー（今年はオンラインで開催します。）

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」を開催。関連法から対策のための指針、先行企業の事例など、「使える知識やノウハウ」をご提供します。

開催日時 令和2年9月～11月

対象者 事業主や人事労務担当者など

内容 「働き方改革関連法」をはじめとした過重労働防止に関する法令や、各種対策を立てるためのガイドラインについて。また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策について解説します。さらに、すでに長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介いたします。

実施方法 オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください。

申込方法 <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



(5) 電話相談を実施

令和2年11月1日（日）に「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業などの労働条件全般にわたり、労働局・労働基準監督署職員が相談に対応します。

■フリーダイヤル

0120-794-713（なくしましろう 長い残業）

- ・全国どこからでも、携帯電話やP.H.Sからも無料で利用可能
- ・匿名での相談も可能

■受付日時 11月1日（日） 9：00～17：00

■実施労働局 愛知労働局 2階 北大会議室
(名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号)